

随意契約（相手方指定）調書

件名	先導的な教育体制構築事業におけるICT活用支援及びICT技術支援委託	No. 5200330
工（納）期	平成28年 4月28日から平成29年 3月10日まで	
契約締結日	平成28年 4月28日	
契約金額	10,454,400円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社内田洋行 公共本部 (法人番号：3010601023321)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

契約審査委員会資料	
経理課契約係	平成 28 年 4 月 21 日

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>先導的な教育体制構築事業における ICT 活用支援及び ICT 技術支援委託</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名 称：株式会社内田洋行 所在地：東京都江東区東陽 2 - 3 - 2 5 代表者：公共本部 取締役執行役員公共本部長 高井 尚一郎</p>
<p>特 命 理 由</p>	<p>本件は、ICT 技術支援員及び ICT 活用支援員を実施校に定期的に配置し、クラウド技術を用いて、教材を自主学習用ドリル教材や自主学習支援動画として、授業等で活用できるよう各校での制作を支援するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 上記業者は、現在受託している「荒川区タブレット PC 他導入運用委託」の中で ICT 支援員を配置し、円滑な支援を行っている等、タブレットの運用補助に精通していることから、区が推進する ICT 教育の現状に沿った適切かつ円滑な支援が可能となり、高い効果が期待できる。</p> <p>上記業者は、現在進行中の文部科学省の「先導的な教育体制構築事業」及び総務省の「先導的教育システム実証事業」において、クラウド技術に関する実績を有していることから、当該技術を要する本件についても、確実な履行が見込まれる。</p> <p>上記業者は平成 26 年度及び 27 年度の同事業を受託しており、引き続き受託することにより、継続的な事業の遂行が可能となる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>